

【衛生証明書の様式等決定までの手順について】

- (1) 輸出国政府の担当機関は、「衛生証明書を発行する体制」、「日本国側（輸入国）が要求する情報」を在日の大使館経由で、日本の厚生労働省健康局結核感染症課（以下、本省）に連絡する必要があります。まず、大使館に動物の輸入を検討していることを本省に連絡するように依頼して下さい。この依頼は、輸入を行う届出者もしくは現地の荷送人やシッパー等が行います。大使館から本省への連絡がなされれば、それ以降のやりとりは、大使館経由で本省と輸出国政府の間で行われます。
- (2) (1) で輸出国政府より提供を受けた情報が、日本の「動物輸入届出制度」で必要とする要件を満たしているか（情報を網羅しているか）否かを本省が確認します。
- (3) (2) の確認作業で問題が認められなければ、輸出国政府の発行した、日本向け「衛生証明書」の様式が決定されます。なお、上記の二国間のやりとりは大使館経由で行われます。それ以外のルート（現地荷送人⇒厚労省、又は相手国政府発行機関⇒厚労省など）では認められません。

日本側が必要とする情報の一例は以下の通りです。

- ・ 輸出を希望する動物の種類（哺乳類、齧歯類、鳥類 等）
- ・ 輸出国政府の衛生証明書発行責任を有する組織の名称、住所
- ・ 衛生証明書発行に係る政府機関の組織図
- ・ 衛生証明書発行の手続きのフロー
- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」別表第一の第三欄の事項に関する具体的な確認方法
- ・ 輸出国政府が発行する衛生証明書の様式

様式の作成にあたり、下記のサンプル様式を相手国政府機関に依頼してください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/pdf/09a.pdf>